

令和6年度のアレルギー疾患対策について

厚生労働省 健康・生活衛生局

がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

厚生労働省におけるリウマチ・アレルギー疾患に関するこれまでの取組

昭和47年	小児ぜんそく治療研究事業を実施。 (昭和49年度より小児慢性特定疾患治療研究事業において医療費助成を開始)
平成4年	・アレルギー疾患についての総合的な研究事業を開始し、病因及び病態の解明、治療法等の研究の推進。 ・免疫アレルギー疾患の診療に関するガイドライン等を随時作成及び改訂し、医療関係者に対する適切な診断・治療方法の普及啓発を実施。
平成12年	・リウマチ・アレルギー疾患に関する診療、研修、研究、情報などに関する高度専門医療施設として、国立相模原病院（現国立病院機構相模原病院）に臨床研究センターが開設。
平成17年	・今後のアレルギー対策を総合的・体系的に実施するため「アレルギー疾患対策の方向性等」を策定し、都道府県等関係団体に通知。（「医療提供等の確保」を柱の一つに掲げ、かかりつけ医を中心とした医療体制の確立を推進）
平成18年	・リウマチ・アレルギー特別対策事業を開始。 目標：喘息死の減少。リウマチ及びアレルギー系疾患の新規患者数の減少。 方法：都道府県を通じて、医療機関、保健所、市町村等の地域医療連携を推進。
平成23年	・厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ・アレルギー対策委員会において報告書のとりまとめ。（平成23年8月）
平成26年	・ アレルギー疾患対策基本法成立 （平成27年12月施行）
平成29年	・アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の制定。（平成29年3月21日 厚生労働省告示） ・アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会を開催し、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等に基づく、地域のアレルギー疾患医療提供体制について、とりまとめを行った。（平成29年7月）
平成30年	・アレルギー疾患医療提供体制整備事業が開始され、アレルギー疾患に係る医師への研修等を実施。（平成30年度～） ・アレルギー疾患都道府県拠点病院モデル事業により、アレルギー疾患診療連携体制の構築を行った。（平成30～令和2年度） ・免疫アレルギー疾患研究戦略検討会を開催し、免疫アレルギー疾患に係る今後、10年間で取組むべき研究戦略について、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」のとりまとめを行った。（平成31年1月）
令和4年	・アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の改正。（令和4年3月14日改正 厚生労働省告示）
令和5年	・花粉症に関する関係閣僚会議が開催され、厚生労働省においては、発症・曝露対策の推進として対症療法および舌下免疫療法についての普及啓発の取組を行った。 ・免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業を開始し、都道府県拠点病院において、免疫アレルギー疾患患者においても治療と仕事の両立支援体制の確立を行っている。（令和5年度～）

アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー

<主な基本的施策>

1) 重症化の予防及び症状の軽減

- ・知識の普及等
- ・生活環境の改善

2) 医療の均てん化の促進等

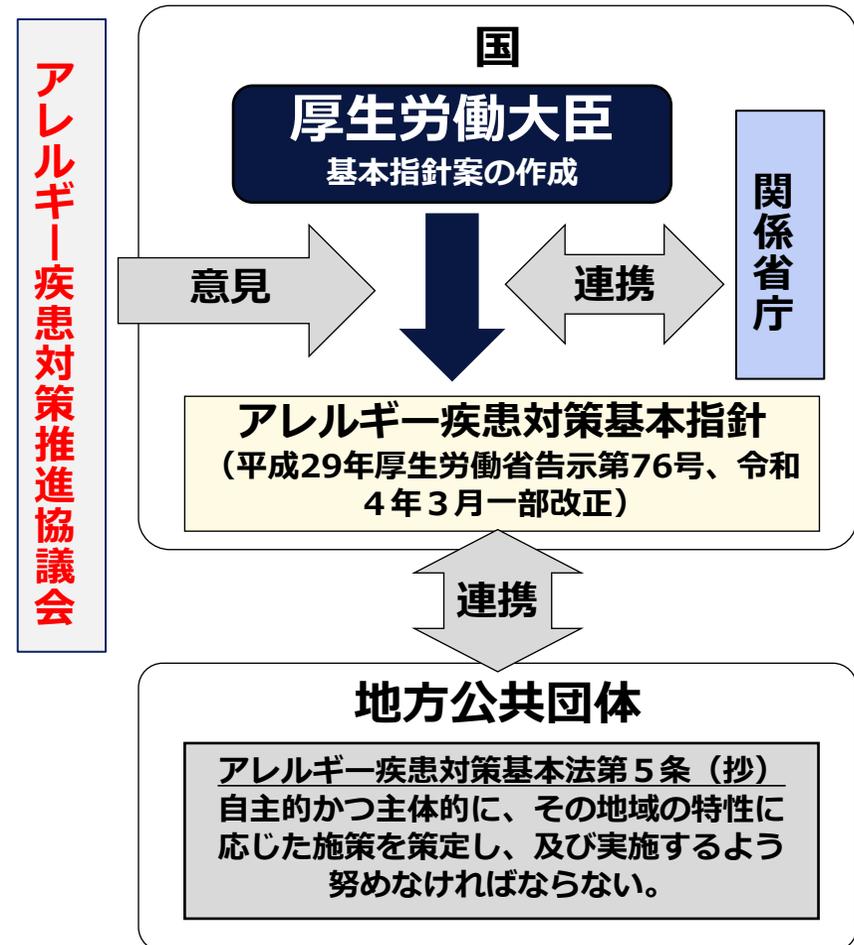
- ・専門的な知識及び技能を有する医師
その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備等

3) 生活の質の維持向上

- ・その他アレルギー疾患医療に係る
職種の育成
- ・関係機関の連携協力体制の整備
- ・国民全体への情報提供体制の整備

4) 研究の推進等

- ・アレルギー疾患の本態解明
- ・疫学研究、基礎研究、臨床研究の
促進と、その成果の活用



アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

(平成29年厚生労働省告示第76号 令和4年3月一部改正)

アレルギー疾患対策基本指針とは、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号、平成27年12月施行）第11条に則り、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が策定するもの。

一. アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

- ・ 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他医療関係者、学校等の設置者又は管理者が、各々の責務に基づき、アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減、医療の均てん化の促進、生活の質の維持向上、研究の推進等のアレルギー疾患対策を総合的に推進する。

二. 啓発及び知識の普及とアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

- ・ 科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療に関する正しい知識の周知
- ・ アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減に資する生活環境改善のための取組

三. 医療を提供する体制の確保に関する事項

- ・ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上
- ・ 居住地域や年代に関わらず適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、アレルギー疾患医療提供体制を整備
- ・ 中心拠点病院等の全国的な拠点となる医療機関及び都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等の地域の拠点となる医療機関の役割や機能、かかりつけ医との連携協力体制を整備

四. 調査及び研究に関する事項

- ・ 「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づいた疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究の推進

五. その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- ・ アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策
- ・ 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進のため、地方公共団体が行う基本的施策
- ・ 災害時の対応
- ・ 必要な財政措置の実施と予算の効率化及び重点化
(例：関係省庁連絡会議等において、関係府省庁間の連携の強化及び施策の重点化を図る。)
- ・ 本基本指針の見直し及び定期報告

令和6年度 リウマチ・アレルギー疾患対策予算について

アレルギー情報センター事業

- | | | |
|---|---|--------------|
| ① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成 | | 令和6年度当初予算額 |
| ② リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催 | | 42百万円(42百万円) |
| ③ アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者向け研修資料の作成 | 等 | |

アレルギー疾患医療提供体制整備事業

- | | | |
|---------------------------|-------------------------|--------------|
| ① アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築 | ④ 一般国民等からのアレルギーに関する相談事業 | 令和6年度当初予算額 |
| ② アレルギー疾患医療の診断等支援 | ⑤ 長期研修が実施可能な体制の整備 | 56百万円(56百万円) |
| ③ アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業 | ⑥ 増加する診断支援に対応可能な体制の整備 | 等 |

リウマチ・アレルギー特別対策事業

- | | | |
|--|---|--------------|
| ① アレルギー疾患医療連絡協議会の開催(地域政策の策定) | | 令和6年度当初予算額 |
| ② 医療従事者、保健師・助産師、福祉施設従事者向け研修の実施 | | 69百万円(69百万円) |
| ③ 患者カードの配付の促進並びに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施 | | |
| ④ リウマチ及びアレルギー系疾患診療担当医師(医療機関)名簿や医療連携事例集の作成等による医療情報の提供 | 等 | |

免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業

- | | | |
|-------------------------------|---|--------------|
| ① 都道府県拠点病院において両立支援コーディネーターの配置 | | 令和6年度当初予算額 |
| ② 治療と仕事の両立に係る計画の策定及び支援 | 等 | 38百万円(38百万円) |

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- | | | |
|---|---|--------------|
| ① 免疫アレルギー疾患政策研究事業(74百万円) | | 令和6年度当初予算額 |
| ② 免疫アレルギー疾患実用化研究事業(医薬品PJ, ゲノム・データ基盤PJ, 疾患基礎研究PJ)(7.1億円) | 等 | 7.8億円(7.8億円) |

1 事業の目的

- 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）」に基づき、関係学会等と連携し、アレルギー疾患の病態、診断に必要な検査、薬剤の使用方法等に係る最新の知見に基づいた正しい情報を提供するためのウェブサイトの整備等を通じた情報提供の充実に資すること等を目的とする。

2 事業の概要

<事業の概要>

- ① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するための**ウェブサイト**の作成
- ② アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する**研修会の開催**
- ③ アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者向け**研修資料の作成** 等



①アレルギーポータル

<https://allergyportal.jp/>

➤ 主なコンテンツ

- 各種アレルギーの説明（特徴、症状等）
- 災害時の対応
- 医療機関情報（専門医、拠点病院、電話相談等）
- アレルギーの本棚
- 日本の取組（法令、通知・取組）
- 研修・講習会・eラーニング
- 都道府県のサイト
- よくある質問



②アレルギー相談員養成研修会の実施

(2023年10月28-29日,
WEB開催 600名程度参加)
開催後2か月間オンデマンド配信も開始



③手引き作成

- ・患者さんに接する施設の方々のためのアレルギー疾患の手引き《2022年改訂版》
- ・わかりやすいアレルギーの手引き《2023年版》
- ※2023年版は2022年版の改訂版。
より平易な表現に見直し、患者の方々も対象者とした。

3 実施主体等

◆実施主体：（一社）日本アレルギー学会及び（一社）日本リウマチ学会

◆補助額：（一社）日本アレルギー学会：35百万円、（一社）日本リウマチ学会：7百万円

◆補助率：定額（10/10相当）

1 事業の目的

- 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）」において、（国研）国立成育医療研究センター及び（独）国立病院機構相模原病院が「中心拠点病院」として指定されており、これまでの実績やノウハウ等を活用し、基本指針に掲げられた各種個別目標の達成に資する事業を実施することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) アレルギー疾患診療連携ネットワーク構築事業

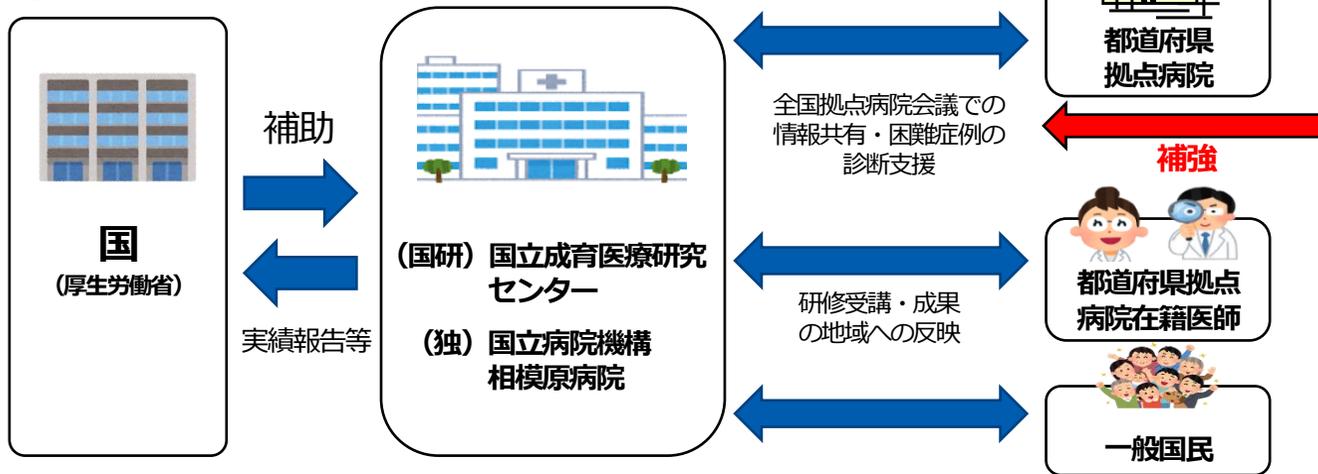
(2) アレルギー疾患医療診断等支援事業

重症例や診断困難例など専門性の高いアレルギー疾患医療の診断・治療に関する医療機関からの相談に対応する。また、新たに中心拠点病院と都道府県拠点病院間でオンラインでの相談会を実施する。

(3) アレルギー疾患に係る医師に対する研修支援事業

(4) アレルギー疾患患者や家族等に対する相談事業

<事業イメージ>



◆全国に都道府県拠点病院が設置されたが、アレルギー疾患医療提供体制の状況が十分ではない地域がある。中心拠点病院と都道府県拠点病院間でオンラインでの相談会を行い、各都道府県拠点病院のアレルギー疾患医療の質の向上を図るとともに、各病院でのアレルギー疾患医療連携体制の構築等についても支援を行うことで、全国のアレルギー疾患医療の質の向上を図る。

中心拠点病院と都道府県拠点病院間でオンライン相談会を開催（令和5年度から）

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：（国研）国立成育医療研究センター及び（独）国立病院機構相模原病院 ◆ 補助率：定額（10/10相当）
- ◆ 補助額：（国研）国立成育医療研究センター：35百万円、（独）国立病院機構相模原病院：21百万円
- ◆ 事業実績：アレルギー疾患に係る医師等に対する研修の受講者数 4,759名（令和5年度実績）

アレルギー疾患医療提供体制の全体イメージ

- 平成29年3月に策定された「アレルギー疾患対策基本指針」において、国は、アレルギー疾患医療の提供体制について検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備すること等とされたことを受け、平成29年4月に「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」を設置し、平成29年7月に報告書がまとまり、都道府県が、住民の居住する地域に関わらず適切な医療や相談を受けられる体制を整備する上で、参考となる考え方を示し、都道府県に対して局長通知を発出した。

●中心拠点病院の役割

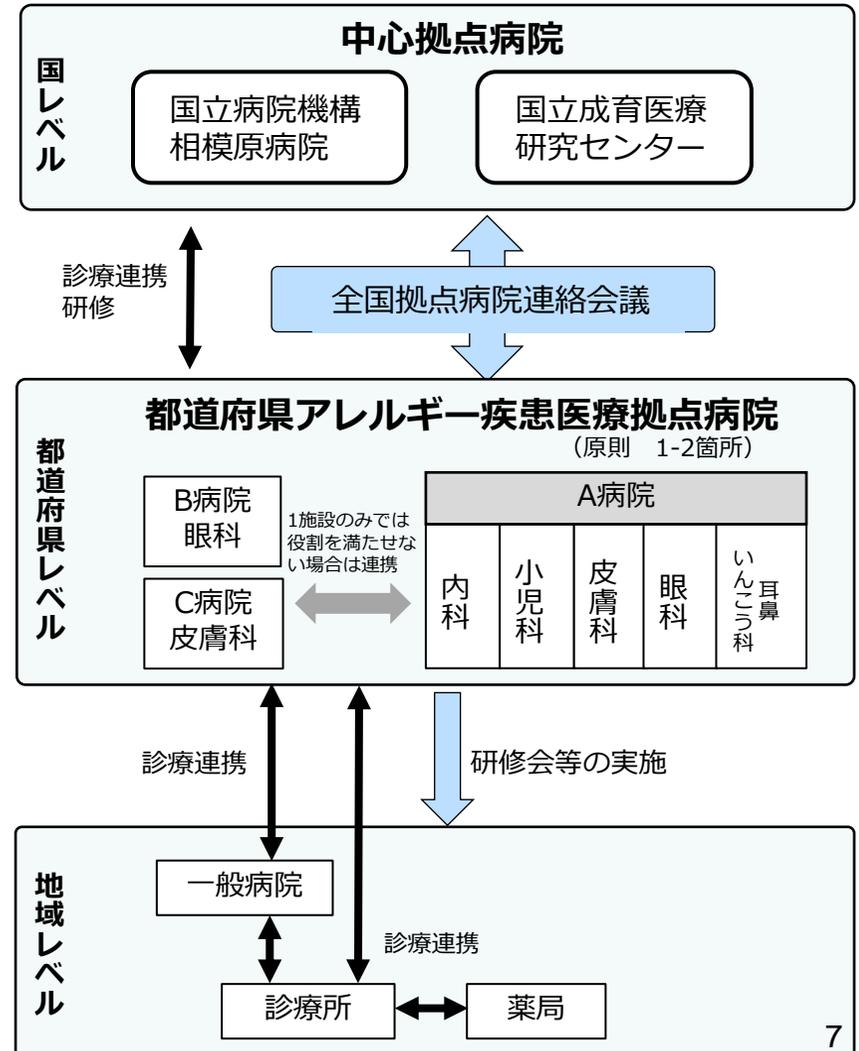
- ・ 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性アレルギー疾患患者の診断、治療、管理を行う。
- ・ 国民や医療従事者に対してウェブサイトや講習会を通じたアレルギー疾患に関する適切な情報提供
- ・ 都道府県拠点病院の医療従事者の育成、研修や講習会で活用できる教材などの作成、提供
- ・ 国の疫学調査、臨床研究への協力
- ・ 全国拠点病院連絡会議を開催し、都道府県拠点病院との情報共有、意見交換等を行い、均てん化に向けた取り組み等につき協議を行う

●都道府県拠点病院の役割

- ・ 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性アレルギー疾患患者の診断、治療、管理を行う
- ・ 患者やその家族、地域住民に対する適切な情報提供、講習会や啓発活動に主体的に取り組む
- ・ 都道府県の医療従事者、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員に対する講習
- ・ 都道府県のアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析
- ・ 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会で検討されるアレルギー疾患対策に、主体的に取り組む

●かかりつけ医、薬局の役割

- ・ 科学的知見に基づく適切な医療に関する情報に基づき、適切な治療等を行う
- ・ 診療所と一般病院との連携、または薬局・薬剤師とも連携し、必要に応じて、都道府県拠点病院との連携を図る



都道府県アレルギー疾患医療拠点病院（令和6年3月時点）

47都道府県 78病院

北海道	北海道大学病院
青森県	弘前大学医学部附属病院
岩手県	岩手医科大学附属病院
	国立病院機構盛岡医療センター
宮城県	東北大学病院
	宮城県立こども病院
秋田県	秋田大学医学部附属病院
	中通総合病院
山形県	山形大学医学部附属病院
福島県	福島県立医科大学附属病院
茨城県	筑波大学附属病院
栃木県	獨協医科大学病院
群馬県	群馬大学医学部附属病院
埼玉県	埼玉医科大学病院
千葉県	千葉大学医学部附属病院
東京都	慶應義塾大学病院
	昭和大学病院
	国立成育医療研究センター
	東京都立小児総合医療センター
神奈川県	神奈川県立こども医療センター
	横浜市立みなと赤十字病院
新潟県	新潟大学医歯学総合病院
富山県	富山県立中央病院
	富山大学附属病院
石川県	国立大学法人金沢大学附属病院
福井県	福井大学医学部附属病院

山梨県	山梨大学医学部附属病院
長野県	信州大学医学部附属病院
	長野県立こども病院
岐阜県	岐阜大学医学部附属病院
静岡県	国際医療福祉大学熱海病院
	順天堂大学医学部附属静岡病院
	静岡県立総合病院
	静岡県立こども病院
	静岡済生会総合病院
	浜松医科大学医学部附属病院
	浜松医療センター
愛知県	名古屋大学医学部附属病院
	名古屋市立大学病院
	藤田医科大学病院
	藤田医科大学ばんたね病院
	愛知医科大学病院
	あいち小児保健医療総合センター
三重県	国立病院機構三重病院
	三重大学医学部附属病院
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院
	滋賀県立小児保健医療センター
京都府	京都府立医科大学附属病院
	京都大学医学部附属病院
大阪府	近畿大学病院
	大阪はびきの医療センター
	大阪赤十字病院
	関西医科大学附属病院

兵庫県	神戸大学医学部附属病院
	兵庫医科大学病院
	兵庫県立こども病院
	神戸市立医療センター中央市民病院
奈良県	奈良県立医科大学附属病院
和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター
	公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院
島根県	島根大学医学部附属病院
岡山県	国立病院機構南岡山医療センター
	岡山大学病院
広島県	広島大学病院
山口県	山口大学医学部附属病院
徳島県	徳島大学病院
香川県	香川大学医学部附属病院
愛媛県	愛媛大学医学部附属病院
高知県	高知大学医学部附属病院
福岡県	国立病院機構福岡病院
佐賀県	佐賀大学医学部附属病院
長崎県	長崎大学病院
熊本県	熊本大学病院
大分県	大分大学医学部附属病院
宮崎県	宮崎大学医学部附属病院
鹿児島県	鹿児島大学病院
沖縄県	琉球大学病院

1 事業の目的

- リウマチ・アレルギー特別対策事業については、従前より補助事業として実施してきたが、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）」に基づき、国は、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう体制を整備する必要がある。

(基本的な指針に係る代表的な該当部分抜粋)

- ・ 第一 アレルギー疾患対策に関する基本的な事項
 - イ 地方公共団体は、基本的な考え方にのっとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施するよう努めなければならない。
- ・ 第五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項
 - イ 地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の施策を策定し、及び実施するよう努める。

2 事業の概要・実績例

【事業創設年度：平成18年度、補助先：都道府県・政令指定都市・中核市、補助率：1/2】

- ### <事業の概要>
- ①都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等の開催
 - ②リウマチ及びアレルギー系疾患の医療提供体制の整備
 - ③リウマチ及びアレルギー系疾患に関する正しい知識の普及啓発
 - ④リウマチ及びアレルギー系疾患の実態把握
 - ⑤リウマチ及びアレルギー系疾患に携わる関係者の人材育成



岐阜大学市民公開講座
10/22
アレルギー性鼻炎を知らず診断と治療
大塚 裕介 先生
食物アレルギーとアナフィラキシー
川原 典生 先生

Zoom Webinarによるオンライン開催
14:00~16:00
参加費無料

<実績例>



国立成育医療研究センター
第27回アレルギー臨床懇話会のご案内
対 象：子どものアレルギーに関心のある医療従事者
日 時：2022年8月25日(木) 19:00 ~ 20:30
会 場：WEB開催 (Zoomウェビナーでのライブ配信)
配信会場：国立成育医療研究センター研修所2階 モニタールーム

特別講演 19:00~19:30 座長：吉川 弘二 先生・小林 俊夫 先生
『歯科治療とアナフィラキシー』
小児外科系専門診療部 歯科医長 五十川 伸崇 先生
特別講演 2 19:30~20:30 座長：大矢 幸弘 先生
『食物アレルギー診療ガイドラインの臨床現場での活用方法』
国立病院機構相模原病院 臨床研究センター センター長 海老澤元宏 先生

岐阜県 市民公開講座

東京都 医療従事者向け研修会

1 事業の目的

○ アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）において、国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるような環境の整備等に関する施策について各事業主団体に対し、周知を図ることとされている。

○ 厚生労働科学研究において、免疫アレルギー疾患のために、就職に不利になった方、仕事量や内容が制限された方、仕事のために通院が制限された結果、症状が悪化した方や子どものアレルギー疾患の治療や通院等のために仕事が制限されている方が一定数いるという問題点が明らかになっており、免疫アレルギー疾患患者又はその家族が安心して治療と仕事を両立できることを目的とする。

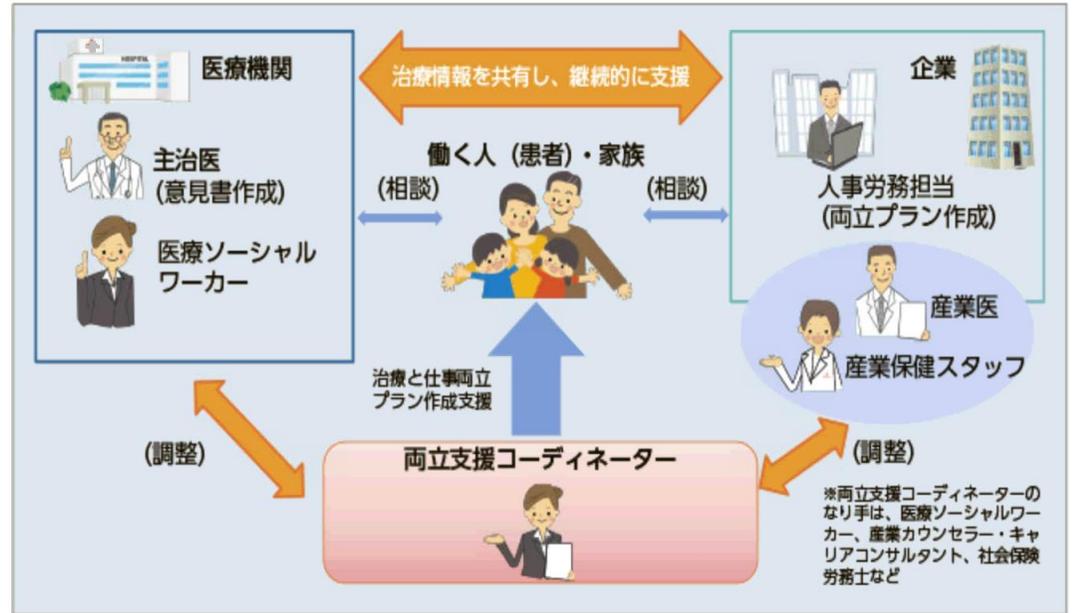
2 事業の概要・スキーム

<事業の概要>

○免疫アレルギー疾患患者又はその家族が安心して仕事の継続や復職に臨めるよう、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等に「両立支援コーディネーター」を配置する。

○都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等において、両立支援コーディネーターが中心となり、免疫アレルギー疾患患者又はその家族の個々の治療、生活、勤務状況等に応じた、治療と仕事の両立に係る計画を立て、支援を行うモデル事業を実施する。

<事業イメージ>



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等
- ◆ 補助率：定額(10/10相当)

- ◆ 令和6年度採択病院数：8病院
- ◆ 1箇所あたり：470万円

(令和5年度採択数：7拠点病院)

免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業 令和6年度の採択結果について

- 免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業公募要領に基づき、8か所の都道府県アレルギー疾患医療拠点病院からの応募があり、拠点病院から提出された事業計画書等について、本事業に関する審査委員会による書面審査を行い、以下の拠点病院を採択した。

No	都道府県	拠点病院名
1	北海道	北海道大学病院
2	栃木県	獨協医科大学病院
3	東京都	国立成育医療研究センター
4	愛知県	藤田医科大学ばんだね病院
5	三重県	国立病院機構三重病院
6	大阪府	大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター
7	山口県	山口大学医学部附属病院
8	福岡県	国立病院機構福岡病院

免疫アレルギー疾患政策研究事業 (厚生労働科学研究費等補助金)

—令和6年度 アレルギー分野—

令和6年度当初予算額
74百万円
(令和5年度 74百万円)

事業概要 (背景・目的)

- 平成26年度に成立したアレルギー疾患対策基本法に基づき、総合的な疾患対策の推進が行われており、アレルギー疾患医療提供体制の整備、研究の推進等に取り組んでいる。
- 平成31年に「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」を策定し、戦略に基づいて、免疫アレルギー疾患の総合的な推進が必要である。

研究課題名	研究期間	研究代表者名 (所属)
アレルギー患者QOL向上のための医療従事者の効率的育成に関する研究	令和4～6年度	勝沼 俊雄 (東京慈恵会医科大学)
金属アレルギーの新規管理法に関する研究	令和4～6年度	矢上 晶子 (藤田医科大学)
各都道府県におけるアレルギー疾患医療連携体制構築に関する研究	令和4～6年度	海老澤 元宏 (国立病院機構相模原病院)
学校・保健所等におけるアレルギー疾患を有するこどもの安心・安全・生き生きとした活動を保証する生活管理指導表の運用・管理体制向上をめざす研究	令和5～7年度	藤澤 隆夫 (国立病院機構三重病院)
アレルギー疾患の層別化解析、生活環境が与える影響の解明に向けた疫学研究	令和5～7年度	伊藤 靖典 (長野県立こども病院)
免疫アレルギー疾患研究10か年戦略の進捗評価と課題抽出、体制強化に関する研究	令和6年度	森田 英明 (国立成育医療研究センター)
成人の食物アレルギー診療の確立に資する研究体制構築を目指す研究	令和6年度	海老澤 元宏 (国立病院機構相模原病院)
アレルギー疾患医療の質および経年推移の可視化と、アレルギー疾患対策基本法に基づく政策的介入効果の評価法の開発に関する研究	令和6～8年度	長尾 みづほ (国立病院機構三重病院)
季節性アレルギー性鼻炎の診療実態と経済的影響等の解明のための研究	令和6～7年度	岡本 美孝 (千葉ろうさい病院)

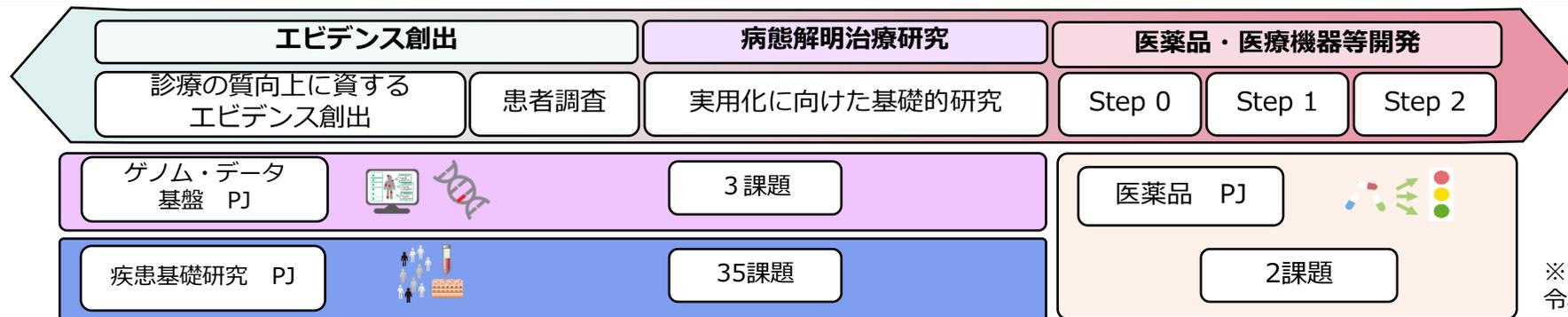
免疫アレルギー疾患実用化研究事業 (保健衛生医療調査等推進事業費補助金)

令和6年度当初予算額
7.1億円
(令和5年度 7.1億円)

事業概要 (背景・目的)

アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、平成26年にアレルギー疾患対策基本法が成立し、疾患の本態解明、革新的な治療法の開発等に資する研究を推進している。平成31年1月に「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」が発出され、わが国として目指すべきビジョンと具体的な研究事項が明示された。

本事業では免疫アレルギー疾患の病因・病態の解明等に関する研究や、予防、診断、治療・予後QOLに関する質の高い基礎的研究に立脚した「成果やシーズ」を着実に実用化プロセスに乗せて、新規創薬、層別化に資するデータ・ゲノム基盤等の研究開発を促進する。



※課題数：
令和6年度

これまでの代表的成果

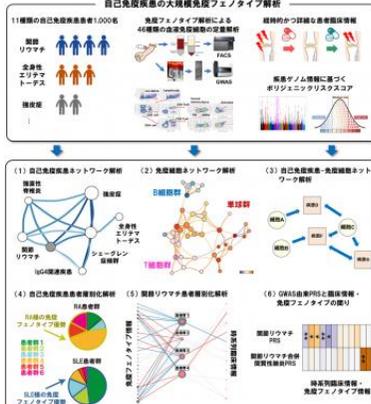
乳児期のアトピー性皮膚炎への“早期治療介入”が 鶏卵アレルギーの発症予防につながる ～二重抗原曝露仮説を実証する世界で初めての研究成果～



Journal of Allergy and Clinical Immunology, 2023

- 食物アレルギーの発症リスクが高い、乳児期早期発症のアトピー性皮膚炎の赤ちゃんに対する早期の積極的治療が食物アレルギーの発症を予防することを世界で初めて実証した

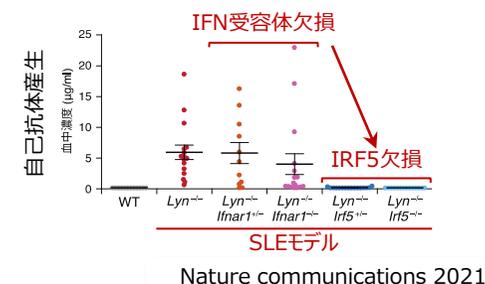
過去最大規模の免疫フェノタイプ解析で自己免疫疾患の患者を層別化 ～関節リウマチもしくは全身性エリテマトーデスの免疫フェノタイプに近い患者群に分類されることが判明～



Annals of the Rheumatic Diseases, 2023

11の自己免疫疾患の患者1,000名の血液を対象に、免疫フェノタイプ解析で46種類の免疫細胞を定量化し、自己免疫疾患と免疫細胞のつながりを表すネットワークを明らかにした

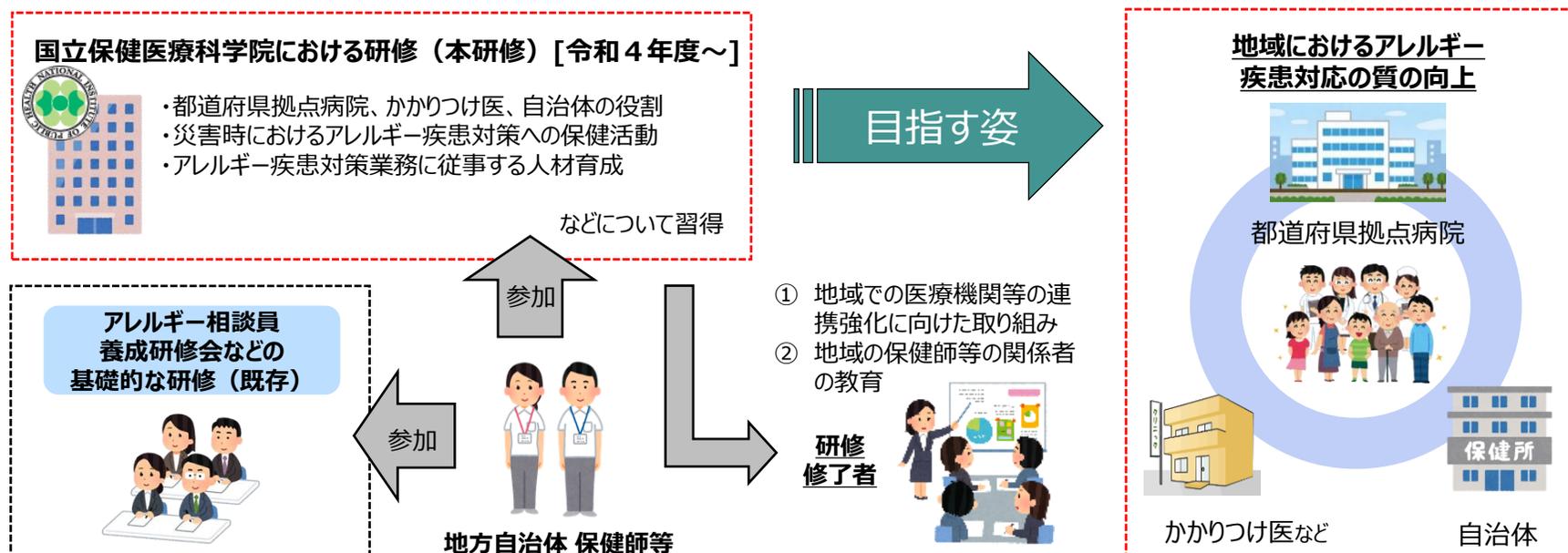
全身性エリテマトーデスの革新的治療法とそのコンパニオン診断法の開発



- IRF5阻害物質がSLEに対し治療効果を認めることをマウスモデルで示した。
- IRF5がSLEの病態形成を引き起こす機序として、I型IFN以外にも重要な経路があることを示した。
- 新たな経路に基づく精度の高いコンパニオン診断法の開発が見込まれる。

国立保健医療科学院におけるアレルギー疾患対策従事者研修

事業目的	<p>地方公共団体においてアレルギー疾患対策の中心的な役割を担う保健医療に関する職種を対象とした人材育成 (短期研修)</p> <p>・地方公共団体におけるアレルギー疾患医療拠点病院と連携する等の組織横断的な調整方法の習得</p>
事業概要	<p>アレルギー疾患について既に基本的な知識・経験を有し、地方公共団体で中心的な役割を担う保健師等に対して、新たに専門性の高い研修を実施。当該研修を修了した職員が各地域で医療機関連携の強化と職員の育成を行うことにより、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進や対応の質の向上を図る。</p>
対象者	<p>定員：30名</p> <p>都道府県・指定都市・中核市・保健所設置市・特別区の自治体に勤務し、アレルギー疾患対策を推進する施策に携わる者、またはその管理・統括を行う者（保健師、医師、管理栄養士、行政職員等）</p> <p>※現在、アレルギー疾患対策に関連した相談事業等に従事するもの、もしくは今後、それらに従事する可能性があるもの</p>
研修期間	令和6年9月19・20日（2日間）
開催形態	集合開催予定（事前学習+講習、グループワーク）



花粉症対策の全体像

令和5年5月30日 花粉症に関する関係閣僚会議決定（一部改変）

I はじめに

- 花粉症は未だ多くの国民を悩ませ続けている社会問題
- 省庁の縦割りを排し、様々な対策を効果的に組み合わせ、実行していくことが重要。また、息の長い取組が必要。

➡ 今後10年を視野に入れた施策も含めて、花粉症という社会問題を解決するための道筋を示す

II 花粉症の実態と人工林の将来

➤ 有病率：約10年ごとに10ポイント程度ずつ増加



出典) 日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー感染症学会のデータより作成

➤ 医療費（花粉症を含むアレルギー性鼻炎）
→ 保険診療：約3,600億円、市販薬：約400億円

➤ 花粉発生源となるスギ人工林（20年生超）は**431万ha**



➡ 「発生源対策」の取組を集中的に進めて花粉量の削減を加速化

III 花粉症対策の3本柱

1. 発生源対策

10年後には花粉発生源の**スギ人工林を約2割減少**させることを目指す。スギ人工林由来の花粉が約2割減少すれば、花粉量の多かった今シーズンであっても年平均の水準まで花粉量を減少させる効果が期待できる。また、**将来的（約30年後）には花粉発生量の半減**を目指す。

● スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林の伐採を約5万ha/年→（10年後）約7万ha/年まで増加させるとともに、花粉の少ない苗木や他樹種による植替え等を推進
⇒ 花粉発生源となる**スギ人工林の減少スピードを約2倍**（「花粉発生源スギ人工林減少推進計画（略称：スギ伐採加速化計画）」）

● スギ材需要の拡大【林野庁・国土交通省】

住宅分野でのスギ材製品への転換促進、木材活用大型建築の新築着工面積の倍増等
- スギ製材・合板・集成材等のJAS材の増産に向けた**加工流通施設の国内整備**の支援、国産材の利用割合の低い横架材等について**輸入材を代替可能な製品を製造する技術**の普及等、安定供給体制の構築
- **JAS規格・建築基準**の合理化
- **国産材を活用した住宅に係る表示**の仕組みの構築（花粉症対策への貢献度を明示）
- 建築物に係る**ライフサイクルカーボン**の評価方法の構築（3年を目途）
- **住宅生産者による花粉症対策の取組の見える化**等
⇒ 需要を1,240万㎡→（10年後）**1,710万㎡（470万㎡増）**に拡大

● 花粉の少ない苗木の生産拡大【林野庁】

国・自治体等における苗木生産体制の短期的かつ集中的な整備
⇒ 10年後には花粉の少ないスギ苗木の生産割合を**スギ苗木全体の9割以上**に引上げ

● 林業の生産性向上及び労働力の確保【林野庁】

労働力の大幅な減少が見込まれる中、
- 高性能林業機械の導入支援等により**生産性を向上**
- 外国人材の受入れ拡大、新規就業者の確保・育成、処遇の改善、農業など他産業との連携、地域おこし協力隊との連携等により、労働力の減少に歯止めをかけ、**10年後も現在と同程度の林業人材を確保**

➡ 年内に「**林業活性化・木材利用推進パッケージ**」（仮称）を策定【林野庁・国土交通省】

2. 飛散対策

● スギ花粉飛散量の予測

- 精緻化されたデータを民間事業者に提供すること等により、**民間事業者が実施する予測の精度向上を支援**
- スギ雄花**花芽調査の強化**（34都府県→**全国に拡大、調査地点数の倍増**）等【環境省・林野庁】
- 航空レーザー計測による**スギ人工林の分布、森林地形等の情報の高度化**、それらのデータの公開の推進【林野庁】
- スーパーコンピューターやAIを活用した、花粉飛散予測に特化した**詳細な三次元の気象情報の提供**【気象庁】
- 花粉飛散量の**実測データ**の提供、**画像解析**を活用した花粉飛散量の測定手法の開発【環境省】
- 花粉飛散量の**標準的な表示ランク**の設定・周知【環境省】

● スギ花粉の飛散防止

- 効果的・効率的な散布技術の開発、薬剤の改良を進めるなど、**スギ花粉の飛散防止剤の開発を促進**し、5年後に実用化の目処を立て、速やかに実行することを目指す【林野庁】

3. 発症・曝露対策

● 花粉症の治療

- 診療ガイドライン改訂や**対症療法等の医療・相談体制**の整備を推進【厚生労働省】
- **アレルギー免疫療法（舌下免疫療法等）**の開始時期等について、医療機関等における適切な**情報提供や集中的な広報**を実施【厚生労働省】
- 学会等を通じた医療機関等への協力要請
- 実施医療機関のリスト化・周知
- オンライン診療可能な医療機関の周知
- **森林組合等への協力要請や企業への要請**等に着手
⇒ **舌下免疫療法の治療薬**を25万人分/年→（5年以内）**100万人分/年に増産**【厚生労働省】
- 治療法・治療薬の開発に資する大学や国立研究機関等での**研究開発**等を支援【文部科学省・厚生労働省】

● 花粉症対策製品など

- 花粉対策に資する商品に関する認証制度について、関連業界と連携し、消費者への認知拡大、**認証取得製品（網戸、衣服等）の拡大・普及**の推進【経済産業省】
- **スギ花粉**の実用化に向け臨床研究等を実施【農林水産省】

● 予防行動

- 花粉への曝露を軽減するための**花粉症予防行動**について、自治体、関係学会等と連携して**広く周知**【環境省・厚生労働省】
- 花粉曝露を軽減する柔軟な働き方等、**企業等による従業員の花粉曝露対策**を推進する仕組みの整備【経済産業省】

花粉症対策 初期集中対応パッケージ

令和5年10月11日 花粉症に関する関係閣僚会議決定（一部改変）

- 未だ多くの国民を悩ませ続けている花粉症問題の解決に向け、来年の花粉の飛散時期を見据えた施策のみならず、今後10年を視野に入れた施策も含め、花粉症解決のための道筋を示す「花粉症対策の全体像」を取りまとめ（本年5月30日）。
- 来年の花粉の飛散時期が近づく中、「**花粉症対策の全体像**」に基づき、発生源対策、飛散対策及び発症・曝露対策について、「**全体像**」の想定する期間の初期の段階から集中的に実施すべき対応を本パッケージとして取りまとめ、その着実な実行に取り組む。

1. 発生源対策

●スギ人工林の伐採・植替え等の加速化【林野庁】

本年度中に**重点的に伐採・植替え等を実施する区域を設定し**、次の取組を実施

- ・スギ人工林の**伐採・植替えの一貫作業**の推進
- ・伐採・植替えに必要な**路網整備**の推進
- ・意欲ある林業経営体への**森林の集約化**の促進

●スギ材需要の拡大【林野庁・国土交通省】

- ・木材利用をしやすくする改正**建築基準法の円滑な施行**（令和6年4月施行予定）
- ・本年中を目処に、国産材を活用した**住宅に係る表示制度を構築**
- ・本年中を目処に、**住宅生産者の国産材使用状況等を公表**
- ・建築物への**スギ材利用の機運の醸成**、住宅分野における**スギ材への転換促進**
- ・大規模・高効率の**集成材工場、保管施設等の整備支援**

●花粉の少ない苗木の生産拡大【林野庁】

- ・国立研究開発法人森林研究・整備機構における**原種増産施設の整備支援**
- ・都道府県における**採種園・採穂園の整備支援**
- ・民間事業者による**コンテナ苗増産施設の整備支援**
- ・スギの未熟種子から花粉の少ない**苗木を大量増産する技術開発支援**

●林業の生産性向上及び労働力の確保【林野庁】

- ・意欲ある木材加工業者、木材加工業者と連携した素材生産者等に対する**高性能林業機械の導入支援**
- ・農業・建設業等の**他産業**、施業適期の異なる**他地域や地域おこし協力隊**との連携の推進
- ・**外国人材**の受入れ拡大

2. 飛散対策

●スギ花粉飛散量の予測

来年の花粉飛散時期には、より精度が高く、分かりやすい花粉飛散予測が国民に提供されるよう、次の取組を実施

- ・今秋に実施するスギ雄花**花芽調査**において民間事業者へ提供する**情報を詳細化**するとともに、12月第4週に調査結果を公表【環境省・林野庁】

- ・引き続き、航空レーザー計測による**森林資源情報の高度化**、及び、その**データの公開**を推進【林野庁】

- ・飛散が本格化する3月上旬には、スーパーコンピューターやAIを活用した、花粉飛散予測に特化した詳細な**三次元の気象情報を提供**できるよう、クラウド等を整備中【気象庁】

- ・本年中に、**花粉飛散量の標準的な表示ランクを設定し**、来年の花粉飛散時期には、この表示ランクに基づき国民に情報提供されるよう**周知**【環境省】

●スギ花粉の飛散防止

- ・引き続き、森林現場におけるスギ花粉の**飛散防止剤の実証試験・環境影響調査**を実施【林野庁】

3. 発症・曝露対策

●花粉症の治療

- ・花粉飛散時期の前に、関係学会と連携して**診療ガイドラインを改訂**【厚生労働省】

- ・**舌下免疫療法治療薬**について、まずは**2025年からの倍増（25万人分→50万人分）**に向け、森林組合等の協力による**原料の確保や増産体制の構築等**の取組を推進中【厚生労働省・林野庁】

- ・花粉飛散時期の前に、飛散開始に合わせた**早めの対症療法の開始が有効**であることを周知

- ・患者の状況等に合わせて医師の判断により行う**長期処方や令和4年度診療報酬改定で導入されたリフィル処方**について、前シーズンまでの治療で合う治療薬が分かっているケースや現役世代の通院負担等を踏まえ、**活用を積極的に促進**【厚生労働省】

●花粉症対策製品など

- ・本年中を目処に、**花粉対策に資する商品に関する認証制度**をはじめ、各業界団体と連携した花粉症対策製品の**普及啓発**を実施【経済産業省】

- ・引き続き、**スギ花粉米の実用化**に向け、官民で協働した取組の推進を支援【農林水産省】

●予防行動

- ・本年中を目処に、花粉への曝露を軽減するための**花粉症予防行動**について、自治体、関係学会等と連携した**周知**を実施【環境省・厚生労働省】

- ・「**健康経営優良法人認定制度**」の評価項目に従業員の花粉曝露対策を追加することを通じ、**企業による取組**を促進中【経済産業省】